

2019年9月3日

鹿児島県知事殿

環境林務部 自然保護課 野生生物係殿

公益財団法人どうぶつ基金 理事長 佐上 邦久
NPO 法人ゴールゼロ 代表 斉藤 朋子

公開質問状

令和元年8月28日付でいただきました「環境省に与えた奄美大島のノネコに対する有害鳥獣捕獲許可の取り消しを求める要望書」に対する回答につきまして、質問の回答になっていない部分や新たな疑義について改めて公開質問および要望をさせていただきますので、質問に足しして一つ一つ誠意を持った回答をお願いします。

●質問1

貴殿の回答は「世界の侵略的外来種ワースト100」にも選ばれているという総論です。

有害鳥獣捕獲許可を与える際は、当然許可申請地域について各論で審査されるべきです。

「奄美大島の森林内においては、ノネコの目撃頻度が増加し、ノネコの森林内での繁殖や希少種の捕殺も確認されるなど、ノネコによる希少種への影響防止が課題となっています。」という回答について、

1、「ノネコの目撃頻度が増加し」について、いつの時点と比べて、どれぐらい目撃頻度が増したのかについても明確な調査に基づく結果を数値で示し、その数値が「ノネコの生息数を低下させる必要があるほど強い被害がある」もしくは「ノネコの生息数を低下させる必要があるほど強い害性があると認められ、被害の恐れがある」ということを説明してください。

●質問2

環境省はこれまで、アマミノクロウサギの奄美大島での推定生息数について、2003年度時点で2,000～4,800頭としてきました。今回の管理計画策定にはこの生息数が用いられており、2015年時点で既に同省が把握していた推定生息数15,221～39,780頭は全く配慮されていません。一方で2003年から2015年の12年間、環境省の奄美大島における「ノネコ捕獲モデル事業」で捕獲した、いわゆるノネコの数が2012年7頭、2013年6頭に過ぎないという事実は、猫がアマミノクロウサギの生息にとって全く脅威になっていないことを明証しています。

アマミノクロウサギの増加原因は捕食者のマングースの駆除などが奏功したとみられ環境省は23年度までに、今より絶滅の危険度が低いランクに見直すことをめざしていることか

らも、奄美におけるノネコの有害鳥獣捕獲許可は不適切です。

また証拠として添付された「猫がアマミノクロウサギをくわえている写真」は「ノネコの生息数を低下させる必要があるほど強い被害がある」もしくは「ノネコの生息数を低下させる必要があるほど強い害性がある」ことの証明にはなりません。

また、アマミノクロウサギ以外の動物に関しても。2016年度奄美希少野生生物保護増殖検討会で石田 健委員（東京大学大学院農学生命科学研究科 准教授 当時）が次の発言をしています。

〈ひとつ重要なことはアマミノクロウサギにしてもケナガネズミにしてもトゲネズミにしてもオオトラツグミにしてもアマミヤマシギにしてもアマミイシカワガエルやアマミハナサキガエルにしても、マングースをしっかりと防除して、あるいは国立公園を作り、森林は林業が衰退してあまり伐らなくなっているの、回復しているのです。世界中が見ても私が見ても奄美大島は素晴らしい成果が出ていると思います。そういう成果があがっているところで、むやみに猫の問題を過大に問題視する必要はない。（中略）特に世界自然遺産の登録の時に過大に問題を表沙汰にするというのは、あまりよいことではない。誰も得しない〉
（2017年2月18日の議事録）

上記、石田委員の発言は、「ノネコの生息数を低下させる必要があるほど強い害性がない」ことを明証しています。このことから考えても、今後被害が顕在化とは考えられません。

にもかかわらず奄美のノネコが「ノネコの生息数を低下させる必要があるほど強い被害がある」もしくは「ノネコの生息数を低下させる必要があるほど強い害性があると認められ、被害の恐れがある」という理由を明確な調査に基づく結果を数値で示し説明してください。

●質問3

A, 鹿児島県が環境省に与えた奄美大島のノネコに対する有害鳥獣捕獲許可に基づいて、捕獲された猫は 下記動物愛護管理法44条4-1の愛護動物にあたるかと考えられますがいかがでしょうか。鹿児島県の見解をご回答ください。。

B, 同捕獲許可に基づいて誤捕獲された「アマミノクロウサギ」「ルリカケス」など150頭以上の動物は捕獲された時点で、人の占有となり同44条4-2の愛護動物になると考えられますがいかがでしょうか。鹿児島県の見解をご回答ください。

C, 愛護動物である、捕獲された猫（いわゆるノネコを含む）や、占有され愛護動物になった「アマミノクロウサギ」「ルリカケス」などの動物を、健康及び安全を保持することが困難な場所に拘束すること、あるいは給餌もしくは給水をしない状態で衰弱させる行為は、同法7条および同44条違反に当たると考えますがいかがでしょうか、鹿児島県の見解をご回答ください。

●質問4

環境省および委託業者は本有害鳥獣捕獲許可を乱用して、道路占有許可及び道路使用許可を得ずに、旧国道58号線上（瀬戸内町道網野子峠線 期間 7/10-8/1）に多数の捕獲器を無許可で設置して道路を占有し違法に捕獲作業を行っていました。

どうぶつ基金が行った実証実験によると捕獲器内の温度は54.8度になりました。環境省によるとノネコ捕獲ワナのチェックは1日1回です。灼熱地獄の様な捕獲器の中で24時間以上放置されることもあります。

捕獲器が設置された旧国道は土砂やごみを積んだダンプが走り、砂埃が待っています。晴れの日も局地的で激しい雨や嵐が多く発生します。そうなるとアスファルトからの蒸気で湿度があがり、捕獲器内はさらに危険な状態になります。

この捕獲器にはこれまでノネコ以外に飼い猫や、アマミノクロウサギなどの野生動物が150頭以上も誤捕獲されています。

熱中症で死亡する可能性の高い高温の捕獲器内に放置された動物たちのことを想うと怒りと悲しさと、同じ地球に生きるヒトとして動物たちに申し訳ない気持ちで一杯になります。

通常、動物愛護団体が猫を捕獲する際は、捕獲器設置中はずっとみまもるのが常識です。猫や動物を熱中症で死亡する温度下に、水もエサも与えず放置することは残酷な虐待行為です。

上記については前回の要望書等を通じて知事に報告をしていますが、本件について刑事訴訟法第239条第2項に基づいた対応をされましたでしょうか。どのような対応をされたかを具体的にご回答ください。また、今後どのように対処されるか、それとも一切対応しないのかをご回答ください。

●質問5

貴殿の回答には「ノネコの森林内での繁殖や希少種の捕殺も確認される」とありますが、1000年以上前から、遅くとも西暦1850年以前から奄美に生息しアマミノクロウサギやケ

ナガネズミやトゲネズミやオオトラツグミやアマミヤマシギやアマミイシカワガエルやアマミハナサキガエルや食物連鎖の頂点にあるハブなどと食物連鎖を繰り返し、今の生態系を育ててきた奄美のネコにその生息数を低下させる必要があるほど強い害性があるとは考えられません。

「ノネコの森林内での繁殖や希少種の捕殺も確認される」ことが、「ノネコの生息数を低下させる必要があるほど強い被害がある」もしくは「ノネコの生息数を低下させる必要があるほど強い害性があると認められ、被害の恐れがある」ということを、ノネコの捕食によって希少種が減少していること、その因果関係を数値で示して説明してください。

●質問6

環境省に与えた奄美大島のノネコに対する有害鳥獣捕獲許可の取り消しを行うのか否かについて明確にご回答ください。

なお、知事におかれましては、本件に関するご回答を下記あてにEメールにて9月15日までに、いただきますようお願いいたします。

公益財団法人どうぶつ基金理事長 佐上邦久 宛
contact@doubutukikin.or.jp